

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期

日は、平成十六年四月二十三日とすること。